

古宮町産業用地整備事業  
プロポーザル方式実施要領

令和 2 年 1 0 月

大 垣 市



# 目 次

1	事業者選定の趣旨	1
2	事業概要	1
(1)	事業名	1
(2)	事業場所	1
(3)	整備施設等	1
(4)	事業内容	2
(5)	履行期間	2
(6)	事業スケジュール	2
3	選定方法	3
(1)	選定方式	3
(2)	日 程	3
(3)	提案事項	3
4	参加資格要件	4
(1)	基本的要件	4
(2)	参加資格	4
5	事務局	5
6	参加手続等	5
(1)	プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日	5
(2)	参加手続	5
(3)	評 価	7
7	評価方法	8
(1)	提案の評価	8
(2)	評価項目	8

8	基本協定の締結	9
9	契 約	9
(1)	契約の締結	9
(2)	契約の枠組	9
(3)	費用弁償等	10
10	失格要件	10
11	そ の 他	11
12	各様式一覧	12

# 古宮町産業用地整備事業プロポーザル方式実施要領

## 1 事業者選定の趣旨

大垣市公設地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）は、昭和49年11月に開場し、これまで本市を含む2市4郡を対象に、生鮮食料品等の安定供給に努めてきたが、少子高齢化の進展による社会構造の変化や消費者ニーズの多様化、市場外流通の拡大、ICTによる物流システムの変革などにより市場取扱量は大きく減少し、施設設備が過大となっている。

本事業は、卸売市場の古宮排水路から東側用地（以下「東エリア」という。）に卸売市場の施設設備を集約し、効率的かつ安定的な卸売市場の運営に資するとともに、古宮排水路から西側用地（以下「西エリア」という。）を新たな産業用地として整備して企業立地を推進するものであり、民間の専門的な技術、手法、実績など、総合的な能力を公正に選定して事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

古宮町産業用地整備事業

### (2) 事業場所

大垣市古宮町地内（卸売市場）

### (3) 整備施設等

#### ① 産業用地の造成

西エリアの既存付属店舗等を解体、撤去し、産業用地として整備する。

#### ② 新場内通路の整備

西エリアの造成に伴い、市道592古宮深池4号線から東エリアまでの卸売市場専用の新たな場内通路を整備する。

#### ③ 新付属店舗の設置

西エリアの既存付属店舗の解体に伴い、東エリアに新たな付属店舗を設置する。

#### ④ 既存設備の移設及び新設

西エリアにある守衛所の解体に伴い、同守衛所内の警報盤及び自動火災報知設備受信機等の設備・機能を東エリアの卸売場棟へ移設する。

#### (4) 事業内容

主な事業内容については次のとおりであるが、詳細については、別に示す「古宮町産業用地整備事業仕様書」を参照すること。

- ① 設計業務（「②」～「④」の工事における設計）
- ② 造成工事（既存付属店舗等の解体、産業用地の造成）
- ③ 道路工事（新場内通路の整備及び市道592古宮深池4号線の整備工事）
- ④ 建築工事（新付属店舗の設置、既存設備の移設及び新設）
- ⑤ 工事監理業務（「②」～「④」の工事における工事監理）
- ⑥ 「①」～「⑤」に関する関連業務

#### (5) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

#### (6) 事業スケジュール

工事開始は、都市計画の変更決定後となり、既存付属店舗使用者の新付属店舗への移転については令和4年1月以降とし、移転期間を3か月間確保した上で、各工事の実施スケジュールを作成すること。また、提案によりスケジュールを前倒しすることは差し支えない。

No.	項目	実施期間
1	プロポーザルの実施	令和2年10月23日～11月下旬
2	基本協定の締結及び建設工事請負仮契約の締結	令和2年12月下旬
3	設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務契約の締結	令和3年3月
4	設計	設計業務委託の契約締結日～令和3年8月
5	都市計画の変更決定の公示	令和3年5月
6	造成工事、道路工事、建築工事	建設工事請負の契約締結日～令和5年2月28日
7	工事監理	工事監理業務委託の契約締結日～令和5年2月28日
8	産業用地の引渡し	令和5年3月

### 3 選定方法

#### (1) 選定方式

本事業の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀者及び優秀者を選出し、最優秀者と事業契約に係る協議が整った場合は最優秀者、最優秀者と事業契約に係る協議が整わない場合は優秀者を受託候補者として決定する。

#### (2) 日 程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。ただし、諸事情により変更する場合がある。

とき	内容
令和2年10月23日（金）	実施要領の公表、質問受付及び提案意向申請受付開始
10月29日（木）	質問書の受付締め切り
11月 2日（月）	質問書の回答
11月 5日（木）	提案意向申請書の受付締め切り
11月 9日（月）	提案資格確認結果の通知 提案書の受付開始
11月20日（金）	提案書の受付締め切り
11月下旬	評価委員会（ヒアリング及び評価） 受託候補者選定結果の通知、公表

#### (3) 提案事項

本プロポーザルでは、「2 事業概要」の「(3) 整備施設等」に関するもののほか、次の「①」、「②」を踏まえた提案を受けるものである。

- ① 卸売市場の機能及び運営をはじめ、周辺環境等に配慮した上で産業用地への企業誘致等による地域経済の活性化に関すること。
- ② その他卸売市場の機能及び運営において、有益と考えられる施設等の整備に関すること。

## 4 参加資格要件

### (1) 基本的要件

本事業は、設計から施工まで一体的に行うものであることから、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、設計及び造成工事、道路工事、建築工事において十分な実績と技術を有する者であって、事業期間中安定して監理等を遂行し、産業用地への企業誘致を行うことが可能な企画力、営業力及び経営能力を有する民間事業者とする。

### (2) 参加資格

- ① プロポーザル提案意向申請書の提出日において、大垣市契約規則（昭和39年規則第7号）第21条第2項の規定に基づき作成された大垣市有資格者名簿に登載され、かつ、建築一式工事の業務登録があること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本事業に配置することができること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- ⑦ 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- ⑧ 過去10年以内に本事業と同種又は類似の施工実績があること。
- ⑨ 次に掲げる者は、参加することができないものとする。
  - 1) 古宮町産業用地整備事業のプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員及びその親族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業
  - 2) その他、評価委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している企業



## 5 事務局

大垣市 経済部 産業振興室

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地（本庁舎6階）

電話（直通）0584-47-8609 （代表）0584-81-4111 内線2227

電子メールアドレス sangyoushinkou@city.ogaki.lg.jp

## 6 参加手続等

### (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日

#### ① 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、大垣市公式ホームページから入手するものとする。

URL : <https://www.city.ogaki.lg.jp/0000050577.html>

#### ② 配布期日

令和2年10月23日（金）～

### (2) 参加手続

#### ① 質問書の受付

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式1）を作成し、次のとおり提出すること。

##### 1) 受付期間

令和2年10月23日（金）から令和2年10月29日（木）の午後5時まで

##### 2) 質問内容

質問内容は、実施要領等の頁番号等を指定し、具体的に質問すること。

なお、実施要領等に関する提案及び意見については回答しない。

##### 3) 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。電子メールの表題は、「古宮町産業用地整備事業プロポーザル質問書」とすること。

また、質問書の提出後に、事務局に電話し受信を確認すること。

##### 4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、質問書又はプロポーザル提案意向申請書を提出した者全員に対して、令和2年11月2日（月）午後5時までに電子メールにて行う。

## ② 参加資格の審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル提案意向申請書（様式2）等を作成し、関係書類とともに次のとおり提出すること。

### 1) 提出期限

令和2年10月23日（金）から令和2年11月5日（木）の午後5時まで（休日を除く）  
ただし、提出期限において書類に不備がある場合、期限までに到着していない場合は受け付けない。

### 2) 提出書類

- 1 プロポーザル提案意向申請書（様式2）
- 2 会社概要書（様式3）
- 3 企業に所属する技術者・資格及び業務実績（様式4）
- 4 配置予定技術者（様式5）

### 3) 提出方法

事務局へ持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

### 4) 提出部数

- 1 様式2は1部提出すること。
- 2 様式3・4・5は、添付書類を含め正本1部、副本1部提出すること。

## ③ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、令和2年11月9日（月）にプロポーザル提案資格確認結果通知書により通知する。（通知方法は、電子メールによる。）

なお、確認結果についての異議申し立てはできない。

## ④ 提案書の提出

提案者は、提案書（様式6）等を作成し、関係書類とともに次のとおり提出すること。

### 1) 提出期限

令和2年11月9日（月）から令和2年11月20日（金）の午後5時まで（休日を除く）  
ただし、提出期限において書類に不備がある場合、期限までに到着していない場合は受け付けない。

## 2) 提案書の構成

- 1 提案書（様式6）
- 2 評価項目別提案内容説明書（様式7）
- 3 会社概要書（様式3）
- 4 企業に所属する技術者・資格及び業務実績（様式4）
- 5 配置予定技術者（様式5）
- 6 提案に係る資料（任意様式）〔評価項目に沿って簡潔にまとめること〕
- 7 価格提案書（様式8）
- 8 整備（工事）価格内訳表（様式9）

資料は、様式7、様式3・4・5（添付書類は不要）、任意様式、様式8・9の順番で、A4またはA3サイズに整理（片面印刷）し、表紙、目次、頁番号及びインデックスを付して、長辺2点をホチキス止めして提出すること。

## 3) 提出方法

事務局へ持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

## 4) 提出部数

様式6・7、様式3・4・5（添付書類は不要）、任意様式、様式8・9は正本1部、資料として製本したものを11部提出すること。

## 5) 注意事項

様式7、様式3・4・5、任意様式、様式8・9や、プレゼンテーションで使用する資料に業者名、ロゴマークその他提案者名が、識別可能な表示をしないこと。

## (3) 評 価

### ① 評価委員会の開催

#### 1) 実施予定日

令和2年11月下旬

#### 2) 実施場所

開催通知書にて別途通知する。（通知方法は、電子メールによる。）

#### 3) 出席者

配置予定技術者を含め、5人以内とする。

#### 4) 実施方法

提案書等の内容について、評価基準に沿ったプレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（約10分間）を実施する。

## 5) その他

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案意向申請書の受付順に行う。

なお、提案者が多数となった場合、プレゼンテーションの時間短縮又はヒアリングのみで評価を行う場合もある。

### ② プロポーザル評価結果の通知

プロポーザル評価の結果は、結果通知書により通知する。（通知方法は、電子メールによる。）

なお、評価結果についての異議申し立てはできない。

また、最優秀者及び優秀者については、市ホームページにて公表するものとする。

## 7 評価方法

### (1) 提案の評価

- ① 提案の評価については、「古宮町産業用地整備事業プロポーザル方式評価要領」に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等により行う。
- ② 評価委員会は順位決定のため、各委員の評価を集計、各提案の合計点を算出し、最も高い者を最優秀者とし、次点者を優秀者とする。
- ③ 合計点が最も高く、かつ同点となった場合には、産業用地の買取価格がより高い者を最優秀者とし、次点者を優秀者とする。

### (2) 評価項目

評価項目	評価基準	配点
<b>(1) 整備事業者の適格性</b>		70
① 事業実施のための経営基盤及び知見・専門性の有無	当該事業を遂行するために必要な経営基盤・資金・設備・人材・管理能力・知見・ノウハウ等を有しているか	40
② 実績の有無	当該事業と同様の事業実績を有しているか	30
<b>(2) 事業内容及び実施方法</b>		120
① 用地の有効活用	用地を有効活用する提案となっているか	30
② 事業計画の実現性	事業計画、収支計画、スケジュールに具体性があり、実現可能な提案となっているか	20
③ 事業計画の独創性	事業内容が、創意工夫のあるオリジナル性の高い提案となっているか	10
④ 卸売市場への配慮	卸売市場の運営に配慮された提案となっているか	30

評価項目	評価基準	配点
⑤ 付属店舗への配慮	安全性を含め、移転後の付属店舗の運営に配慮された提案となっているか	30
<b>(3) 事業の効果</b>		60
① 用地の販売性	企業誘致が十分に見込まれる提案となっているか	30
② 企業誘致に伴う地域への経済効果	企業誘致に伴う新たな雇用の創出など、地域経済への効果が高い提案となっているか	30
<b>(4) 価格点</b>		100
① 産業用地の買取価格	配点×(当該事業者の買取価格÷最高買取価格)	100

## 8 基本協定の締結

- (1) 市と最優秀者となった者は、協議の上、基本協定を締結する。
- (2) やむを得ない事情等により基本協定の協議が整わない場合には、市は、優秀者と協議の上、基本協定を締結する。
- (3) 市と基本協定を締結した者は、設計業務、建設工事（造成工事、道路工事、建築工事）及び工事監理業務ごとに契約を締結する。
- (4) 基本協定の案については、「別紙1」に示す。ただし、提案内容によって変更する場合がある。

## 9 契 約

### (1) 契約の締結

最優秀者となった者は、基本協定に基づき、受託者として事業契約に係る協議を市と実施した上で、契約の締結を行う。

なお、契約については設計業務、建設工事（造成工事、道路工事、建築工事）及び工事監理業務ごとに締結し、契約締結までの間に、市から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合、又は、最優秀者の責めに帰すべき事由により契約の締結に至らなかった場合、優秀者を契約の交渉の相手方とする。

### (2) 契約の枠組

#### ① 契約当事者

大垣市及び基本協定締結者（受託者）

## ② 契約時期

令和3年3月下旬（予定）

※ 「大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年大垣市条例第6号）による議会の議決を得てから契約するものとする。

ただし、建設工事請負契約については、仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約として成立するものとする。

なお、議会の議決を得ることができない場合は、受託者の地位を失う。

## ③ 契約の概要

受託者が遂行すべき業務（設計、建設工事、工事監理）に関する内容や支払方法等を定める。

## ④ 契約金額

提案書に記載された金額を基に市と協議して決定するものとする。

## (3) 費用弁償等

① 本事業における設計業務、建設工事（造成工事、道路工事、建築工事）及び工事監理業務の費用については、提案のあった産業用地の買取価格をもとに、完成検査後、費用相当分の産業用地を引き渡す「代物弁済」により弁償する。

② 「①」において引き渡した産業用地の残地については、提案のあった産業用地の買取価格により受託者に売却し、本事業の実施に伴い、市が実施した調査費等（測量、地歴調査等）に充当する。

なお、市が調査費等に支出する見込み金額は、20,000千円である。

## 10 失格要件

次の要件にひとつでも該当する場合は失格とする。

(1) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 様式及び「11 その他」の「(10)」、「(11)」、「(12)」に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

- (2) 評価委員会の委員及び担当部課関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領等に定める手続きに係る場合を除く。）
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

## 11 その他

- (1) 提案者は本要領に関して疑義が生じた場合は、提案者で判断せず事務局に確認すること。
- (2) 提案者は、別に示す「古宮町産業用地整備事業仕様書」の「参考資料」を閲覧する場合は、事前に事務局に連絡すること。
- (3) 提案者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (4) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) プロポーザルは、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後はその受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。
- (6) プロポーザルにおいて市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局のみとする。
- (7) 市の配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (8) プロポーザル提案意向申請書提出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式10）を提出すること。
- (9) 提案者に対する現地説明会等は開催しない。提案希望者が個別に現地調査等を行う場合は、来場者等のプライバシーに十分配慮し、近隣居住者、通行人等に迷惑がかからないようにすること。当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (10) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- (11) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、市の了解を得ること。
- (12) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (13) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、受託候補者を選定する以外の目的には、提案者に断りなく使用しない。
- (14) 提出された書類は返却しない。
- (15) 提案者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は事務局の承諾を得ること。

- (16) プロポーザルにおいて、市の要求を満たす提案がなかった場合、受託候補者の選定は行わない。
- (17) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、提案者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、市と評価委員会が協議して決定する。

## 12 各様式一覧

様式	
様式1	質問書
様式2	プロポーザル提案意向申請書
様式3	会社概要書
様式4	企業に所属する技術者・資格及び業務実績
様式5	配置予定技術者
様式6	提案書
様式7	評価項目別提案内容説明書
様式8	価格提案書
様式9	整備（工事）価格内訳表
様式10	参加辞退届



様式1

年 月 日

大垣市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊟

### 質 問 書

古宮町産業用地整備事業プロポーザル方式実施要領等に関し、次のとおり質問書を提出します。

資料名	頁	質問内容

※ 枠は適宜追加して記入してください。

様式2

年 月 日

大垣市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

Ⓜ

### プロポーザル提案意向申請書

年 月 日付けで実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申請します。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

件 名 古宮町産業用地整備事業

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

様式3

会社概要書

1 本社所在地	
2 主業種名	
3 設立年月日	
4 資本金(円)	
5 事業所数	
6 従業員数(名)	
7 本業務を担当する支店・営業所名 ※本社の場合は不要	
8 上記所在地／支店長・所長名 ※本社の場合は不要	
9 業務内容	
10 主な事業実績	

※ 枠は適宜調整して記入してください。

※ 次の資料を添付してください。

- ・ 商業・法人登記事項証明書
- ・ 定款又は規約
- ・ 納税証明書等（最近3か年分）
- ・ 会社概要のパンフレット及び財務諸表記載の決算書類（連結ベース、最近3か年分）
- ・ 税務申告書表紙（最近3か年分）
- ・ 印鑑証明書

様式 4

企業に所属する技術者・資格

一級建築士事務所登録番号	
--------------	--

資格	人数	合計
一級建築士	人	人
その他（上記の資格を持たない技術職員）	人	

※ 登録番号の確認ができる書類の写しを添付してください。

※ 複数の資格を有する者については、いずれか一つの資格の保有者として取り扱います。

業 務 実 績

1 産業用地整備事業（宅地造成等も含む）における実績

(実施箇所、実績規模、分譲状況、事業の特徴等について、本事業に類似する事業を優先的に記載)

※ 契約書の写しを添付してください。

2 事業に係る事故・トラブルへの対応実績

(事業に係る事故・トラブルへの対応実績を記載)

様式5

配置予定技術者

業務区分		氏名 (年齢)	経験 年数	資格名称 (資格登録番号)	公告日現在、従事して いる業務(業務名)
土 木	土木設計	( 歳)	年	( )	
	土木工事	( 歳)	年	( )	
建 築	建築設計	( 歳)	年	( )	
	建築工事	( 歳)	年	( )	
工事監理		( 歳)	年	( )	

※ 資格登録番号の確認ができる書類の写しを添付してください。

※ 行は適宜追加して記入してください。

様式6

年 月 日

大垣市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件 名 古宮町産業用地整備事業

連絡担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

様式7

評価項目別提案内容説明書

項目		説明文	資料の頁
適格性	事業実施のための経営基盤及び知見・専門性に対する内容		
	実績に対する内容		
事業内容及び実施方法	用地の有効活用に対する内容		
	事業計画の実現性に対する内容		
	事業計画の独創性に対する内容		
	卸売市場への配慮に対する内容		
	付属店舗への配慮に対する内容		
事業の効果	用地の販売性に対する内容		
	企業誘致に伴う地域への経済効果に対する内容		
価格点	産業用地の買取価格		

※ 各項目に対する説明文を100字以内で記入してください。なお、フォントサイズは10.5pt以上としてください。

様式8

## 価格提案書

1 古宮町産業用地整備事業の産業用地の買取に係る提案価格

単価	円/㎡
面積	㎡
総額	円



様式9

整備（工事）価格内訳表

項目		金額
設計業務	解体工事、造成工事	円
	新場内通路整備	円
	新付属店舗設置	円
	既存設備移設等	円
	その他施設	円
工事費	解体工事、造成工事	円
	新場内通路整備	円
	新付属店舗設置	円
	既存設備移設等	円
	その他施設	円
工事監理業務		円
合計		円

※ 単位は日本円の1円単位でご記入ください。

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む金額でご記入ください。

様式10

年 月 日

大垣市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

Ⓜ

### 参 加 辞 退 届

年 月 日付けで参加表明した古宮町産業用地整備事業プロポーザル提案募集  
について、参加を辞退します。

辞退理由	
------	--

連絡担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :